

保健省

ベトナム社会主義共和国
独立 - 自由 - 幸福

通達 10688/BYT-MT
海外からの入国者に対す
る Covid19 感染予防対策
について

ハノイ、2021年12月16日

宛先:

- 政府に直轄する各省庁及び省レベルの各機関
- 中央に直轄する各省市人民委員会

現在（2021年12月15日までに）、ベトナムでの COVID-19 ワクチン接種率は高い水準に達している（18歳以上で1回目の接種者の割合は96.4%、2回目の接種者の割合は76.5%）。首相の指示によると、2021年12月31日までに、基本的に18歳以上の人々に対する2回目の予防接種を100%完了し、同時に子どもに対する予防接種を加速させる。

「COVID-19の流行に安全に応じ、柔軟に、効果的に制御する」を一時的に規定する政府の2021年10月11日付決議128/NQ-CP；ダム副首相の指示を通知する首相府の2021年10月19日付けの通達7581 / VPCP-KGVX；「ワクチンパスポート」の適用及び経済発展目標を達成するために外国の専門家の入国に有利な条件を作り出す各措置に関する首相府による2021年10月29日付通達7937 / VPCP-QHQT；2021年12月8日の各省庁との会談では今後入国者に対するCovid19の感染予防及び制限に関する計画についてのダム副首相の指導意見；定期便再開計画についてのミン常務副首相の結論を通知する首相府による2021年12月10日付の通報No334/TB-VPCPに基づき、保健省（COVID-19国家対策指導委員会の常務機関）は、海外からの入国者に対する（短期入国者及び同委員会または保健省が規定した特別なケース、両国の特別合意があるケースを除く）COVID-19感染予防対策について以下のように案内する。

1. 入国者に対するCovid19感染予防の一般的な要件

- 2歳未満の子供を除き、入国前に72時間以内のSARS-CoV-2の検査が陰性という結果を有すること（RT-PCR/RT-LAMP方式で国の権限を有する機関が発行した証明書を有する。）。
- 入国前に医療申告を行う。ベトナムの規則に従って、健康観察のため、ベトナムに入国する時に、PC-COVIDという医療申告アプリをインストール・使用するべき。（外交及び公務目的で入国する場合は、アプリの使用を奨励する）、
- 入国者がベトナム人または海外滞在ベトナム人及びその親族（配偶者、子供を含む）は、ワクチン未接種または接種未完了の場合、隔離期間中にCOVID-19ワクチン（無料）で接種を受けるべき（条件を満たす場合）。

- ベトナム閣僚の招待でベトナムに入る代表団の場合は、代表団を歓迎するための計画に従う。
- 政府による2021年2月8日付議決No16/NQ-CPに基づき、COVID19感染予防及び制御におけるCOVID19検査費用、隔離費用、治療費、（その他ある場合は）他関連費用を支払う。

2. 特定のケースに対するCovid19感染予防対策措置

2.1 ワクチン接種完了の入国者、または COVID-19 から回復した入国者※

入国日から最初の 3 日間：入国者は宿泊施設（自宅、ホテル、モーテル、リゾート、生産施設など）で自分の健康状態を自己監視して、宿泊施設を出たり、周りの人と接触したりすることはできない。3日目に RT-PCR での検査を受ける（現地の保健局による検体収集と検査）。

（※最後の用量は入国の少なくとも 14 日から 12 か月以内に投与されており、越政府当局によって承認されたワクチン接種証明書を用いる。越国内で直接使用されない接種証明書については権限ある機関に承認されることが必要。又は SARS-CoV-2 に感染（入国の 6 か月以内の単一サンプルでの RT-PCR 法による SARS-CoV-2 陽性証明書 取得）に加えて、治療を行った国の権限を有する機関に発行された COVID-19 治癒証明書又はその治癒を確認できる同等の文書を有すること）

- SARS-CoV-2の検査結果が陰性であれば、入国日から14日目まで健康状態を監視し続ける。陽性結果が出る場合、規則に従って処理される。

2.2 ワクチン未接種者、または COVID-19 ワクチンを十分に接種していない入国者の場合

- 入国日から07日間の自宅及び宿泊施設で隔離。3日目と7日目にSARS-CoV-2の検査を受ける。SARS-CoV-2の検査結果が陰性であれば、14日間の終わりまで健康状態を監視し続ける。
- 18歳未満の入国者（以下、子供という）、65歳以上の人（以下、高齢者という）、妊婦、基礎疾患のある人（ただし、医療施設での監視と治療は行わない）は、両親又は介護者（以下、介護者と呼ぶ）と一緒に隔離される。この介護者は、COVID-19ワクチン全量を接種しているか、COVID-19から回復している必要があり、COVID-19感染のリスクについて説明された後、自発的に自己隔離するという誓約書に署名する必要がある。入国者と同様に、COVID-19感染予防に関する検査と規制の要件に厳密に準拠しなければならない。

3. 他のCovid19感染予防要件

a) 入国ゲートから隔離施設へ入国者の輸送についての要件

- 入国ゲートから隔離施設に移動中の入国者は、5Kの規定を厳格に準拠するべき。

- 入国者を輸送する車両のドライバーは、途中で停車、駐車を制限する。特別・緊急に停車、駐車する場合は、Covi19感染予防対策を確保すべき。
- b) 同通達の2.2項で規定した自宅・宿泊施設での隔離要件は保健省の2021年7月14日付通達5599/BYT-MT「隔離期間の短縮、自宅でのF1症例の医療隔離の試験的な実施、COVID-19患者の管理について」に基づき、実施される。自宅及び宿泊施設が隔離条件を満たさない場合、ホテル又は集中隔離施設で同通達の対象ごとの隔離期間に従って隔離される。
- c) 健康観察期間中の要件：5Kの規定を厳格に準拠する。咳、発熱、呼吸困難などの兆候がある場合、現地の保健センターに即ち通報する必要がある。
- d) 同通達に記載された上記の要件のほかに、他の通達で規定された、関連があるCovid19感染予防規定を実施する必要がある。
- e) 1日目にSARS-COV-2を自身による迅速抗原検査を行うことを奨励。陽性結果が出る場合、即ち医療機関に通知する。

4. ワクチン接種証明書及びCovid19感染から回復した証明書の審査・承認

- 外国のCOVID-19ワクチン接種証明書及びCovid19感染から回復した証明書（又はワクチンパスポート）の審査と承認は、外務省のガイダンスに基づき、行われる。
 - ベトナムのCOVID-19ワクチン接種証明書及びCovid19感染から回復した証明書の審査と承認は、保健省のガイダンスに基づき、行われる。
5. 各省市人民委員会、各省庁は、同通達に記載された内容を実施し、医療隔離を厳格に実施・管理し、相互感染及び公共感染が発生しないことを確保する。
 6. 同通達は、ワクチン接種完了の入国者に対する隔離期間短縮に関する2021年8月4日の保健省通達6288/BYT-MT、2021年7月8日付の保健省通達5446/BYT-MT、外交団に対するCovid19感染予防対策と隔離に関する2021年8月16日付の保健省通達文6670/BYT-MT、子供に対するCovid19感染予防及び隔離に関する2021年8月25日付の保健省通達7020/BYT-MTの関連内容を入れ替える。感染状況に合わせて、隔離方式及び隔離期間が適切に調整される。
 7. この通達が公布される前に入国済み、隔離中、健康観察中の人は、同通達の対象にならない。
 8. 入国者に対するCOVID19感染予防対策措置の適用は、2022年1月1日から開始。保健省（Covid19国家対策指導委員会の常務機関）は、各省市人民委員会及び各省庁に対して、自宅及び宿泊施設での隔離が厳格に実施され、相互感染、公共感染が発生しないよう管理・指導を確保することを要請した。

副大臣
ド・シュアン・トエン

送り先:

- 各省市人民委員会、各省庁;
- 首相 (報告のため)
- 各副首相 (報告のため)
- 大臣 (報告のため)
- 各副大臣
- 国家指導委員会の各員
- 保健省に直轄する各機関
- 各省市の保健局
- 保留